

解釈改正案	現行解釈	解説案
<p>解釈別表第四 配線器具 6 接続器 (3) 性能</p> <p>へ 開閉性能</p> <p>点滅機構又は刃受けを有するものにあつては、附表第二1の試験を行ったとき、これに適合すること。</p> <p><u>なお、コンセントで極配置が(1)構造(ホ)表2の図1及び図5のものにあつては、附表第二1の試験の前に、コンセントの刃受けに横方向の力を加える下記の試験を実施する。</u></p> <p><u>コンセントの刃受穴(接地極を除く)が水平で、コンセントの表面が垂直になるように取り付ける。試験用プラグを完全にかん合させ、試験用プラグに加わる力が5Nになるように、おもりを吊り下げる。</u></p> <p><u>試験用プラグを1分後に外し、コンセントを取付面上で180°回し、再度、試験用プラグを完全にかん合させ、試験用プラグに加わる力が5Nになるように、おもりを1分間、吊り下げる。</u></p> <p><u>試験中、試験用プラグがコンセントから抜けてはならない。</u></p> <div data-bbox="168 877 828 1197"> <p style="text-align: right;">単位 mm</p> </div> <p>栓刃の形状は JIS C 8303 図 A.1 「2 極差込接続器 15A 125V」の無極とする。</p> <p style="text-align: center;">試験用プラグ</p>	<p>解釈別表第四 配線器具 6 接続器 (3) 性能</p> <p>へ 開閉性能</p> <p>点滅機構又は刃受けを有するものにあつては、附表第二1の試験を行ったとき、これに適合すること。</p>	<p>(解説)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本項は、接続器(ライティングダクトを除く)の性能について規定したものである。 2. <u>へ項 開閉性能の「なお書き」以降の規定は、平成27年〇月の解釈改正で追加されたものである。この刃受けに横方向の荷重を加える試験の手順は以下による。</u> <div data-bbox="1456 510 2060 750"> <p style="text-align: center;">図1 図2</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>最初に、図1のように「コンセントの刃受穴(接地極を除く)が水平で、コンセントの表面が垂直になるよう」に取り付ける。</u> ② <u>試験用プラグを差し込み、試験用プラグに加わる力が5Nになるように、おもりを1分間、吊り下げる。</u> ③ <u>試験用プラグを外す。</u> ④ <u>コンセントを180°回し、図2の状態にする。</u> ⑤ <u>再度、試験用プラグを差し込み、試験用プラグに加わる力が5Nになるように、おもりを1分間、吊り下げる。</u> <p><u>この試験の実施前に、保持力試験を行い、実施後に、開閉試験(附表第二1)、保持力試験、温度上昇、絶縁性能を実施し、判定する。</u></p>